

問い合わせ先

(EY India 駐在)
山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)
城市 武志・

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

joichi-tksh@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 10 月号

1. **【社会保障】**日印社会保障協定が 10 月 1 日発効
2. **【税務】**GST 審議会の設置
3. **【税務】**GST に関する FAQ を公表
4. **【税務】**GST の免税基準額及び行政管理機構を公表
5. **【税務】**GST 登記、請求、申告、還付のドラフト規則を公表



EY

Building a better
working world

ようやく2016年10月1日に、日印社会保障協定が発効されました。本稿では、雇用者と従業員が今すぐ取り組むべきアクション項目をまとめました。また、8月上旬、GST導入のための憲法修正法案が上院通過後、GST導入へ向けた動きが加速度を増しています。本稿では、GST審議会の設置、FAQの公表等を取り上げます。

1. 日印社会保障協定が 2016 年 10 月 1 日発効

日印社会保障協定が2016年10月1日から発効となりました。

日印間で従業員を派遣した雇用者は、協定上適用されるベネフィットを請求するための手続きを取る必要があります。特にインドに出向中の日本人従業員に関して、雇用者は以下を実施する必要があります。

1. 現在出向中の従業員:
 - a. 日本で適用証明書申請手続きを開始
 - b. 適用証明書の発効日からインドの社会保障への拠出を直ちに停止
 - c. Form IW-1に当該従業員を「適用除外者」として報告を継続
 - d. 出向終了後、積立基金の還付請求及び年金基金の給付請求(適用対象の場合)
2. 赴任を終え、すでにインドを出国した従業員
 - a. 積立基金の一時金還付請求
 - b. 年金基金の受給資格を評価し、適用される給付金を請求
3. 2016年10月1日以降にインドに派遣される従業員:
 - a. インドに派遣前に日本で適用証明書を取得
 - b. Form IW-1に新従業員を「適用除外者」として情報を提供

同様に、日本へ派遣されるインドの従業員に関して、雇用者はインドで適用証明書を取得し、日本の社会保障制度から適用されるベネフィットを請求する必要があります。

2. GST 審議会の設置

2016年9月12日にGST審議会と事務局の設置が閣議承認されました。詳細は下記の通りです。

- ▶ 憲法修正法案279A条に基づきGST審議会の創設
- ▶ ニューデリーにGST委員会事務局の創設
- ▶ GST審議会の職権上の事務次官(歳入局)の任命
- ▶ 議長の介在、CBECのGST審議会における全ての議事手続きへの永続的な関与(無議決権)
- ▶ GST審議会事務局にGST審議会の副次官ポストを設置(インド政府の副次官のレベル)、またGST審議会事務局に4つのコミッショナーポストを設置(インド政府の次官補のレベル)。

間接税の最高機関であるCBECはGST導入に伴い、間接税中央委員会(CBIT)として改名されます。

物品税情報局長(DGCEI)は間接税情報局長(DGITI)として改称されます。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

3. 政府は GST に関する FAQ を公表

- ▶ 憲法修正法案の制定により、物品サービス税(GST)の導入へ向けて勢いを付け始めました。
- ▶ 物品税関税中央局 (CBEC) は GST に関する FAQ を作成し、連邦政府財務大臣であるアルン・ジャイトレ一氏により 9 月 21 日に公表されました。
- ▶ 本 FAQ は、ステークホルダーがモデル GST 法案およびそのニュアンスに慣れ親しむための研修ツールとして使用されることが期待されています。
- ▶ 本 FAQ は、登記、評価、仕入税額控除、税務調査、還付、更正税額及び徴収、上訴、事前裁定制度、罰則等を含む 24 のトピックをカバーしています。

No	項目	Page
1	GSTの概要	3
2	課税対象項目/減免項目	19
3	登記	27
4	Supply(供給)の意味と範囲	45
5	Supply(供給)の時点	53
6	GSTにおける評価	59
7	GST納税	65
8	電子商取引	77
9	ジョブワーク	85
10	仕入税額控除	91
11	GSTにおける仕入サービス配分者の概念	105
12	申告プロセスと仕入税額控除の照合	113
13	税務調査	125
14	還付	137
15	更正税額及び徴収	145
16	GSTにおける上訴、再調査、改正	155
17	紛争処理委員会 (Settlement Commission)	165
18	事前裁定 (Advance Ruling)	175
19	監察、搜索、差押さえ、検挙	187
20	違反、罰金、起訴、和議	211
21	IGST法の概要	227
22	物品及びサービスの供給地 (Place of Supply)	233
23	GSTポータルフロントエンド業務プロセス	243
24	経過措置	261

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the FAQ available on CBEC website.](#)

4. 財務大臣は GST の免税基準額及び行政管理機構を公表

- ▶ 新設された連邦政府財務大臣、閣外財務大臣及び州政府財務大臣からなる GST 審議会の 2 日間の会議は 2016 年 9 月 23 日に締めくくられました。
- ▶ 会議の議事録に基づき、連邦政府財務大臣からの談話は以下の通りです。
 - GST の免税基準額は、北東州や他の小さな州を除き、全ての州で 200 万ルピーに決定。これら北東州や他の小さな州では、免税基準額は 100 万とする。
 - 州政府は年間売上高が 1,500 万ルピー以下の納税者を評価する

- 年間売上高 1,500 万ルピー超について、納税者は中央政府あるいは州政府よりリスク評価基準に基づき、厳しい調査を受ける
- ▶ 審議会はまた、全ての目的税(Cess)を GST に統合することに合意した
- ▶ 連邦政府財務大臣はさらに、GST 審議会は 2016 年 10 月 17 日から 19 日に開催される会議で税率を確定すると発表した
- ▶ GST 審議会はまた 2016 年 9 月 30 日に会議を開き、GST のドラフト規則や地域限定免除項目を確定する予定

5. GST における登記、請求、申告、還付のドラフト規則を公表

本稿は 2016 年 9 月 26 日、27 日に政府が公表した GST における登記、請求、申告、還付に関する直近のドラフト規則についての要約です。これらの 各種フォーマットもまた公表されています。

ドラフト規則は、提案されている GST 法における、納付、登記、請求、申告及び還付に関する手順を取り扱っています。

ドラフト規則に関するコメント／陳情は 2016 年 9 月 28 日まで受け付けられ、9 月 30 日に開催される GST 審議会にて話し合い、決定されます。

政府が設定した、インドで GST 導入目標の期限達成へ向けて急いでいることは、GST の業務プロセスにかかるドラフト規則に関するコメントや陳情への回答に、ステークホルダーに与えられた時間が短いことから明らかです。

規則の早期決定は、産業界が 2017 年 4 月までに新税制に移行するために必要とされる業務システムのモディフィケーションの着手を促進することになります。

登記の電子認証、非居住納税者のための特別申請、重要でない項目の承認なしでの更新等の規則条項はポジティブステップといえるでしょう。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

コメント

厚生労働省の試算によると、協定締結による在印日本企業の負担軽減額は推計約23億円/年にもものぼるようです。適用証明書等、今すぐ必要な措置をとることで、今月から当局への提出を即停止し、コスト削減メリットを享受することが可能となります。さらに、すでに帰任された元駐在員には、積立基金の還付や年金給付の請求権が発生しています。この請求権を行使し、必要なコンプライアンスを着実に履行することで、大きなメリットを享受できます。そのためには、日印間での課税関係を整理し、還付金を会社が吸い上げることの可否等、割と長いスパンでプランニングする必要があります。私どもEYは日印共同で一気通貫サポートする体制を整えています。お気軽にご相談ください。

また、GST導入へ向け、矢継ぎ早にアップデート情報が流れ、ジグソーパズルを解くようにGST体系の全貌が次第に明らかになりつつあります。来年4月からの導入を前提に、企業もスピード感をもって対応していく必要があるでしょう。私どもは今後もGST速報を発信し、随時セミナーを開催して参ります。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。